

個人

住宅宿泊事業開始にかかる届出書類一覧

No.	書類名	備考
1	届出書	電子申請を原則とします ※民泊制度運営システムに入力
2	届出者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書（身分証明書）	※本籍地の市町村に申請
3	届出者の法定代理人の登記事項証明書	届出前3か月以内に発行されたものを添付または登記情報サービス発行の照会番号を通知 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に提出
4	住宅の登記事項証明書	届出前3か月以内に発行されたものを添付または登記情報サービス発行の照会番号を通知
5	届出住宅について、入居者の募集が行われていることを証する書類	入居募集広告の写し等 届出住宅について、入居者の募集が行われている場合に提出
6	届出住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート、届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写し等 別荘やセカンドハウス等、届出住宅が、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている場合に提出
7	住宅の図面（寸法が記入されたもの）	以下の項目について記載してあるもの（手書き可） ・台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ・住宅の間取り及び出入口 ・各階の別 ・居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
8	賃貸借契約書及び転貸借契約書	届出住宅において、届出者が賃借人又は転借人である場合に提出
9	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物及び転借物の転貸を承諾したことを証する書面	届出住宅において、届出者が賃借人又は転借人である場合に提出
10	届出住宅の専有部分の用途に関する規約の写し	届出住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合に提出
11	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	（町田市運用基準 様式3） NO.10において、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合に提出
12	管理受託契約の締結時に交付された書面の写し	届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合に提出
13	欠格事由に該当しないことを誓約する書面	（町田市運用基準 別記様式2）
14	事前周知内容記録書	（町田市運用基準 様式1）
15	安全の措置に関するチェックリスト	（町田市運用基準 様式2）
16	消防法令に関する事前相談記録書	（町田市運用基準 様式4）
17	委任状（任意様式）	事業を営もうとする者からの委任を受けて届出を行う場合に提出
18	本人確認書面	運転免許証（表裏）、マイナンバーカード（表裏）、パスポート等の写し No.1、13に電子署名を行わない場合
19	レターパック・プラス	届出受理後、標識を郵送で受け取り希望の場合に提出

（注）町田市運用基準：町田市における住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する運用基準